

松島町津波被災住宅再建支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）による津波被害を受けた者の住宅再建支援と松島町内（以下「町内」という。）への定住を促すため、町内に住宅を再建する者に対し、予算の範囲内において松島町津波被災住宅再建支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内において、人の居住の用に供する家屋で自ら居住するために所有する住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (2) 住宅取得 自己の居住の用に供するため、住宅を新築すること又は新規に建築された住宅（建売住宅）を購入すること若しくは過去に住居の用に供されたことがある住宅（中古住宅）を購入することをいう。なお、中古住宅においては、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族間での購入を除く。
- (3) かさ上げ 町長が定める区域内で、建築地盤面から50センチメートル以上の宅地の盛土を行うこと又は既存の住宅において、建築地盤面からの地上部分の立ち上がりが50センチメートル以上となるよう基礎のかさ上げを行うこと若しくは住宅を新築するにあたり、建築地盤面からの地上部分の立ち上がりにおいて、50センチメートル以上の基礎高を有することをいう。
- (4) 転入者 申請日現在町外に居住しており町内に定住する意思をもつ者、又は震災以降、住宅取得の上、既に定住している者のうち、申請日現在における住民票において従前住所地在町外である者（住宅取得に係る契約時に町外に住所を有し、契約後において一時的に町内に住所を有する者は転入者に含む。）
- (5) 津波浸水区域 震災による津波により浸水被害を受けた地域
- (6) 市町村税等 個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 震災発生時に津波浸水区域内の持ち家に居住していた者
- (2) 住宅が半壊以上の被害を受けた者
- (3) 町内で住宅取得又はかさ上げにより住宅を再建する者
- (4) 震災に伴う他市区町村のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金（移転助成を除く）及び東日本大震災復興基金交付金による住宅再建支援制度等（以下「がけ近事業等」という。）を受けない者
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、納付すべき市町村税等の滞納のない者
- (6) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者。

(交付対象事業等)

第4条 補助金の対象事業及び補助金額は別表第1のとおりとする。ただし、それぞれの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、工事着手前又は売買契約締結後遅滞なく町長に提出するものとする。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- (2) 位置図及び平面図の写し
- (3) 住宅の取得価格を示す契約書(売買契約書又は工事請負契約書等)の写し
- (4) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員について、交付申請の前年度における市町村税等の納税証明書又は市町村税等の滞納がないことの証明書
- (5) 被災証明書の写し
- (6) 松島町津波被災住宅再建支援事業補助金申請時の情報に関する同意書(様式第2号)
- (7) かさ上げ前後の断面図・構造図等
- (8) 見積書(かさ上げに係る費用分)の写し
- (9) 現況写真(盛土においては、建築地盤面から宅地盛土面までの高さがわかるもの。基礎においては、建築地盤面からの地上部分の立ち上がりの高さがわかるもの)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が住宅取得のみを実施した場合は前項第7号から第9号までの書類を省略することができる。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更等の手続)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に、内容変更の場合にあっては変更内容を証する書類を添えて、速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の松島町津波被災住宅再建支援事業補助金変更(中止)承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条による実績報告は、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金実績報告書(様式第6号)によるものとし、交付決定者は、工事完成後又は入居後速やかに、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅・土地の登記事項証明書等本人所有が確認できる書類の写し(費用に土地代を含まない場合は土地分を除く)

- (2) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- (3) 住宅・土地の取得価格を示す領収書等の写し
- (4) 工事中（かさ上げ状況）・竣工時の工事写真
- (5) かさ上げ工事に係る領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が住宅取得のみを実施した場合は前項第4号から第5号までの書類を省略することができる。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第13条による補助金の額の確定は、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとし、町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 補助金の請求は、松島町津波被災住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められた場合には、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年7月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

（経過措置）

3 この要綱の補助対象者のうち、この告示の施行の日前に松島町復興支援定住促進事業補助金交付要綱（平成23年松島町告示第146号）及び松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱（平成24年松島町告示第180号）の規定に基づき補助金の交付決定を受けた者又は交付された者は、この告示の規定に基づき補助金を交付決定され又は内払いを受けたものとみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

住宅取得	対象事業	住宅再建に要した費用（土地代、設計費、外構工事費を含む。）とする。
	補助金額	住宅再建に要した費用の 10 パーセントとし、150 万円を限度とする。ただし、すでに松島町復興支援定住促進事業補助金の交付を受けている場合は、松島町津波被災住宅再建事業補助金の交付を受けたものと見なし、その額を控除した額とする。
かさ上げ	対象事業	住宅の取得に係る建物の基礎かさ上げ工事に要する経費（工事費）、既存住宅の盛土及び基礎かさ上げ工事に要する経費（工事費等）。ただし、対象者がすでに松島町宅地かさ上げ等事業費補助金の交付を受けている場合は、本補助金の交付を受けたものとして見なす。
	補助金額	かさ上げ等に要した費用の 50 パーセントとし、100 万円を限度とする。
備考		算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。